

遺言書

私は、次のとおり遺言する。

- 1 全ての財産を公益財団法人遺言協会へ遺贈する。
- 2 遺言執行者に弁護士法野一郎（1970年9月1日生）を指定する。

2024年2月29日

遺言太郎 印